

規則第 4 号

宇和島地区広域事務組合消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 4 月 17 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原 文 彰

宇和島地区広域事務組合消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合消防本部の組織に関する規則（平成元年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる下線のとおり削る。

改正前	改正後
（組織） 第 2 条 本部に，次の課及び係を置く。 （1） 総務課 庶務係 財政係 消防団係 （2）～（3）略 別表（第 6 条関係） 総務課 庶務係、財政係 （略）	（組織） 第 2 条 本部に，次の課及び係を置く。 （1） 総務課 庶務係 財政係 _____ （2）～（3）略 別表（第 6 条関係） 総務課 庶務係、財政係 （略）

消防団係 (1) 消防団の庶務に関すること。 (2) 消防団員の公務災害に関すること。 (3) 消防団の施設整備及び燃料に関すること。 (4) 消防団の行事等に関すること。 予防課、警防課 (略)	_____ _____ _____ _____ _____ 予防課、警防課 (略)
--	---

附 則

この規則は公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。